

役員在任年齢規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京電気管理技術者協会（以下「本会」という。）の役員の内在任年齢に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、常勤役員及び非常勤役員のうち一週のうち決まった曜日に勤務する役員に適用する。

(在任年齢)

第3条 役員の内在任年齢は、次のとおりとする

会 長	70歳
専務理事	68歳

(年齢の延長)

第4条 役員の内知識及び経験が、本会の業務運営上特に必要な場合であつて、当該役員を例外的に扱うべき理由が、公益法人の内適正な業務運営の内観点から見ても適切と判断される場合については、前条の規定に係わらず、理事会の内承認に基づき、在任年齢を延長することが出来る。ただし、この場合においても、会長は75歳まで、専務理事は70歳までとする。

(年齢の算定)

第5条 第3条及び前条の内年齢は満年齢とし、任期途中にその年齢に到達する場合は、その任期の満了日まで在任期間を延長することができる。

(補 則)

第6条 この規程の内実施に関し必要な事項は、業務運営会議の内決議を得て、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この変更規程は、平成23年4月14日から施行する。
3. この変更規程は、平成31年3月18日から施行する。